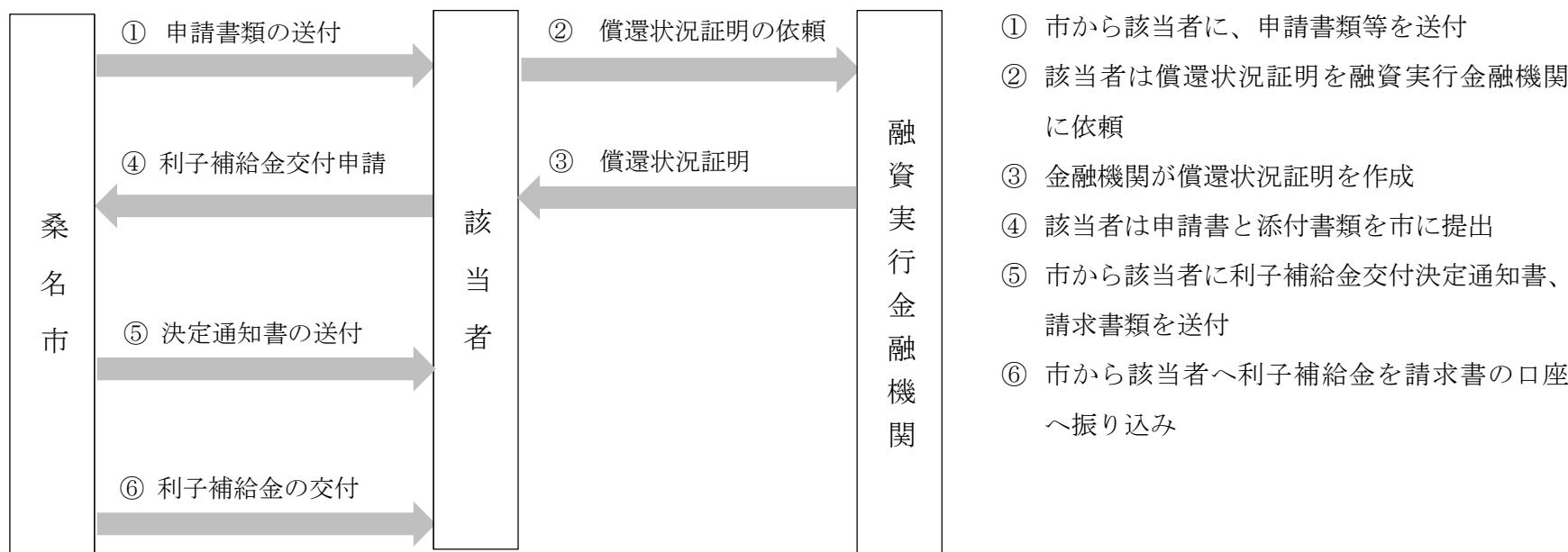


桑名市利子補給制度

資金名	小規模事業資金	創業・再挑戦アシスト資金	小規模事業者経営改善資金（マル経）	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）	新型コロナウイルス対策マル経	新型コロナウイルス対策衛経			
	桑名市内に主たる事業所を有し、または設置しようとする事業者 市税を滞納していない方								
対象者 ※右記をすべて満たす方	三重県小規模事業資金融資制度により、桑名商工会議所または桑名三川商工会の経営指導を受けている方	三重県創業・再挑戦アシスト資金融資制度により、創業5年未満または新たに事業所を設置し創業しようとしている方	日本政策金融公庫の制度により、桑名商工会議所または桑名三川商工会の経営指導を受けている方	日本政策金融公庫の制度により、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターの経営指導を受けている方	日本政策金融公庫の制度により、桑名商工会議所または桑名三川商工会の経営指導を受けている方	日本政策金融公庫の制度により、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターの経営指導を受けている方			
補給期間	設備資金 1年以内 運転資金 1年以内	設備資金 1年以内			設備資金 1年以内 運転資金 1年以内				
補給率	償還利子の約定年率の2分の1または年1.0%のいずれか低い利率（1円未満切り捨て）※延滞利子除く								
添付書類	市税の完納証明書 金融機関が発行する対象融資の返済予定表の写し 三重県信用保証協会が発行する信用保証書の写しまたは信用保証決定のお知らせの写し 日本政策金融公庫が発行する弁済した利子の額を証明する書類（お支払済額明細書）								
申請	対象者には1～2月中に商工課から連絡させていただきます								
お問い合わせ	桑名市 産業振興部 商工課 〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地 TEL 0594-24-1199 FAX 0594-24-1140								

<利子補給金交付までの流れ>



※毎年1月1日から12月31日までの間に約定償還日が到来したもの、かつ、支払いが完了した利子に係る利子補給についての申請となりますので、ご了承ください。（1回目の返済日が令和7年1月以降の場合は、次年度の申請（補給）対象となります。）

ex) 1回目の返済日が令和6年4月で設備資金1年分申請される場合、2回申請が必要となります。

- ⇒ 令和6年度の申請…令和6年4～12月分
- ⇒ 令和7年度の申請…令和7年1～3月分